

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和3年2月19日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 物品の寄付について
- (3) 令和2年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔2月12日（金）～2月18日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	12件	222,089円
内訳			
自由預託金		1件	100,000円
災害指定預託金		1件	100,000円
チャリティーボックス募金		10件	22,089円

今週の主な寄付は、豊橋市内の匿名の方より10万円の寄付をいただきました。こちらの方は定期的に寄付を届けて頂いています。また、今週の福島県沖地震へ、とお寄せ頂いた義援金がありました。日本赤十字社などの受入が始まり次第、現地へお送りしていきます。チャリティーボックス募金は歯科医院、喫茶店、飲食店などに設置した募金箱から10件が寄せられました。

(2) 物品の寄付について

豊橋善意銀行では、品物の寄付も受け付けています。商店などでの商品の寄付や、ご家庭内で使っていない品物などを東三河地域の各種福祉施設へお届けしています。受付している種類などは当行までお問合せ、ご相談ください。

また、アルミ缶、牛乳パック、書き損じはがき、未使用テレホンカード、ベルマークなども収集しています。リサイクルで得た収益金を福祉活動に充てたり当行の活動経費として活用させていただいています。ベルマークは収集している施設へお届けして活用して頂いています。

(3) 令和2年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

確定申告の受付が始まっています。豊橋善意銀行へ「維持会費」や寄付金をお寄せいただいた方は税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

豊橋善意銀行事務局 〒440-0806 豊橋市八町通5-9

電話 (0532) 52-7893/FAX (0532) 52-7894